

Ⅲ 保険料(税)の状況

1 保険料(税)調定額(現年度)の推移

区分	年度	総数			1世帯当たり調定額		1人当たり調定額	
		調定額 (居所不明者分再掲)	収納額	収納率	円	伸び率	円	伸び率
市 町 村	16	3,758,512,176 (2,695,510)	3,383,651,638	90.09	151,770	▲ 2.1	78,959	▲ 0.5
	17	3,840,650,664 (2,766,247)	3,459,832,578	90.15	152,659	0.6	80,352	1.8
	18	3,939,071,237 (2,616,679)	3,558,328,162	90.39	154,524	1.2	82,580	2.8
	19	3,987,616,776 (2,468,163)	3,605,975,915	90.49	155,664	0.7	84,367	2.2
	20	3,280,243,870 (2,340,417)	2,896,166,852	88.35	157,695	1.3	90,625	7.4
	21	3,278,016,498 (2,208,759)	2,883,094,773	88.01	160,122	1.5	90,908	0.3
	22	3,174,453,459 (2,053,003)	2,810,896,357	88.60	154,876	▲ 3.3	88,582	▲ 2.6
	組 合	16	489,385,378 (-)	489,141,502	99.95	283,284	0.9	122,476
17		491,057,733 (-)	490,810,805	99.95	285,532	0.8	124,324	1.5
18		494,888,796 (208)	494,633,192	99.95	288,549	1.1	126,758	2.0
19		497,505,210 (-)	497,253,628	99.95	288,139	▲ 0.1	128,712	1.5
20		481,459,350 (-)	481,104,332	99.93	290,266	0.7	135,519	5.3
21		472,986,485 (-)	472,669,363	99.93	290,243	▲ 0.0	136,098	0.4
22		460,491,107 (-)	460,124,913	99.92	292,336	0.7	137,804	1.3
合 計		16	4,247,897,554 (2,695,510)	3,872,793,140	91.23	160,346	▲ 2.1	82,329
	17	4,331,708,397 (2,766,247)	3,950,643,384	91.26	161,161	0.5	83,708	1.7
	18	4,433,960,033 (2,616,886)	4,052,961,354	91.46	162,973	1.1	85,922	2.6
	19	4,485,121,986 (2,468,163)	4,103,229,543	91.54	164,030	0.6	87,719	2.1
	20	3,761,703,220 (2,340,417)	3,377,271,185	89.84	167,485	2.1	94,638	7.9
	21	3,751,002,983 (2,208,759)	3,355,764,135	89.52	169,716	1.3	94,880	0.3
	22	3,634,944,566 (2,053,003)	3,271,021,270	90.04	164,686	▲ 3.0	92,780	▲ 2.2

(注1) 国民健康保険事業年報(平成22年度は速報値)による。

(注2) 調定額及び収納額は、介護納付金分を含んでいる。

(注3) 収納率は、次の式により算出している。

$$\text{収納率} = \text{収納額} \div (\text{調定額} - \text{居所不明者分調定額}) \times 100$$

(注4) 平成19年度以前は老人医療受給対象者分を含む。

(注5) 東日本大震災により被災した一部の保険者(2保険者)の数値を含んでいない。

2 所得に対する保険料（税）負担状況

所得階級	保険料（税） （医療給付費分＋後期高齢者支援金分）		
	1世帯 当たり額	所得に 対する割合	課税標準額に 対する割合
	円	%	%
総数	148,014	9.4	11.5
所得なし	27,830	-	-
～ 30万円未満	29,537	19.3	-
30万円以上	43,887	12.8	226.6
40 " ～ 60 "	62,519	12.5	38.8
60 " ～ 80 "	87,164	12.4	25.1
80 " ～ 100 "	109,830	12.1	20.2
100 " ～ 150 "	143,632	11.6	16.5
150 " ～ 200 "	189,357	10.9	14.1
200 " ～ 250 "	232,195	10.4	12.9
250 " ～ 300 "	273,607	10.0	12.1
300 " ～ 400 "	330,375	9.6	11.3
400 " ～ 500 "	407,734	9.2	10.5
500 " ～ 700 "	500,404	8.6	9.6
700 " ～ 1,000 "	564,325	6.8	7.4
1,000 " ～	580,070	3.0	3.1
所得不詳	130,535

（注1）国民健康保険実態調査報告（平成21年度）による。

（注2）擬制世帯を含んでいる。

（注3）総数は、所得不詳を除いて集計している。

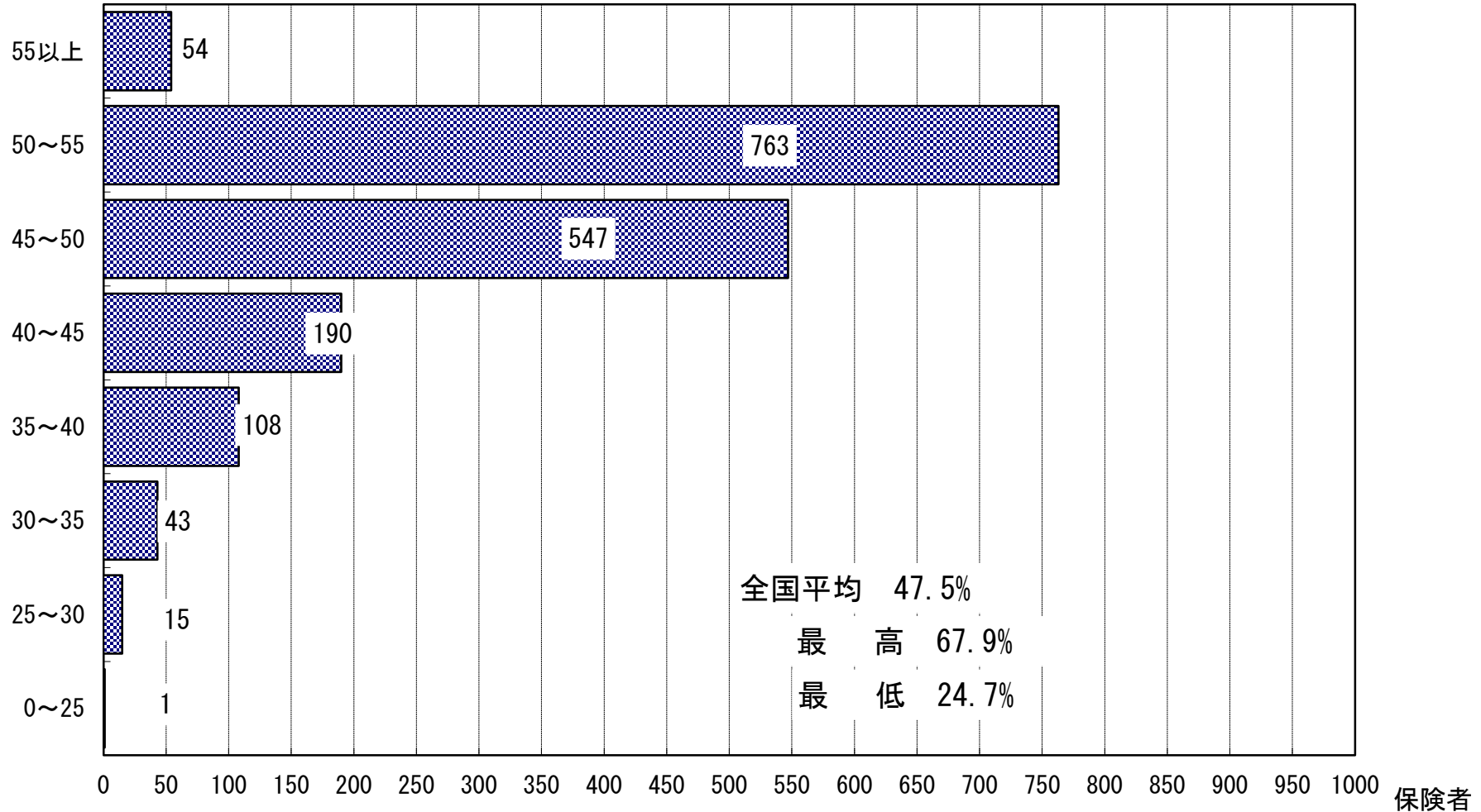
（注4）ここでいう「所得」とはいわゆる「旧ただし書き方式」により算定された所得総額（基礎控除前）に相当するものであり、「総所得金額及び山林所得金額」（地方税法第314条の2第1項）に「雑損失の繰越控除額」（地方税法第313条第9項）と「分離譲渡所得金額」（地方税法附則第34条第4項または同法附則第35条第5項及び同法附則第35条の2第6項など）を加えたものであり、「課税標準額」とは所得総額から基礎控除（33万円）を行った後の額である。

（注5）本表は平成21年9月末現在の市町村国保被保険者における平成21年度保険料（税）調定額並びに平成20年の所得及び課税標準額を比較したものである。

3 応益割合階級別保険者数（保険者数：平成22年度）

【医療給付費分＋後期高齢者支援金分（一般被保険者）】

%



資料：「平成22年度 国民健康保険事業年報（速報）」

注1）この応益割合は、「応益割額／（保険者算定額－賦課限度額を超える額）×100」により算出している。

注2）東日本大震災により被災した一部の保険者（2保険者）を含んでいない。